

はじめに

三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託」あるいは「当社」）は、日本の主要な信託銀行であり、日本で最大規模を誇る金融グループの一社です。当グループは、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として認定を受けており、国内及び海外において幅広い金融サービスを提供しています。

三井住友信託は、持続可能な社会の構築を目指し積極的な役割を果たす強いコミットメントを有しており、社会的責任の原則を同グループによるあらゆる活動に取り入れることの重要性を認識しています。当社は、そのミッション、ビジョン、バリューに基づいたサステナビリティ推進のための戦略的イニシアティブおよびポリシーを通じ、グループの企業価値を追求する一方で、社会問題に積極的に取り組むことにより、共通価値の創出に努めています。

三井住友信託は、サステナビリティの推進に向け、以下のアプローチを採用しています。

i) サステナビリティ経営への積極的な取り組みに対するコミットメント

三井住友信託は、ESG（環境、社会、ガバナンス）を重要な経営基盤と位置付け、同グループの経営における最優先課題として、サステナビリティ上の重要課題の特定及び管理に努めています。

ii) サステナビリティの取り組みの事業への統合

三井住友信託は、専門信託銀行グループの機能を生かし、ESGに関わるトータルソリューションをお客様に提供することで、持続可能な社会の構築を目指しています。当社は、提供する商品やサービスの妥当性と社会的価値を検証するため、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」を基準として活用しています。

iii) コミュニティへの価値提供

三井住友信託は、社会への価値提供は事業基盤を健全に維持することにつながるとともに事業遂行上で果たすべき社会的責任であると考えています。こうした観点から、当社は、国連のSDGsの視点も採り入れながら、さまざまな形でコミュニティに価値を提供しています。

三井住友信託は、環境関連プロジェクトへの融資を促進するため、グリーンボンドを発行することを予定しています。グリーンボンドの調達資金が充当される全ての既存及び新規の環境プロジェクトは、下記の「調達資金の使途」において記載されている適格要件を満たす必要があります。当社により評価及び（可能な限りにおいて）測定される明確な環境改善効果を有しています。

三井住友信託は、グリーンボンドを発行することを企図して三井住友信託銀行グリーンボンドフレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定し、グリーンボンド発行により調達した資金につき、環境改善効果をもたらすプロジェクトへのファイナンス資金及び／又はリファイナンス資金に充当する予定です。当社は、本フレームワークをICMAのグリーンボ

ンド原則 2018¹及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2020 年版²に完全に適合させることを企図しています。

¹ <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Green-Bonds-Principles-June-2018-270520.pdf>

² <https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

本フレームワークの内容

本セクションは、ICMA のグリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2020 年版が定める以下の要件に沿って構成されます。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 外部レビュー

透明性を担保すると共に現時点におけるサステナブルファイナンス市場におけるベストプラクティスを反映するため、本フレームワークは、国際資本市場協会（IMCA）のグリーンボンド原則 2018 に準拠しています。同原則は、国際的に広く認知されたグリーンボンド発行に関するガイドラインであり、市場関係者により自主的に作成されたものになります。

本フレームワークの策定及び本フレームワークに基づくグリーンボンド発行は、国連による「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）への貢献を目指す当社の目標と整合的なものになります。国連が定める 17 の持続可能な開発目標（SDGs）は、社会・経済・環境の持続可能性について今日の社会が直面している最も喫緊の課題に対処することを企図したものになります。

調達資金の使途

三井住友信託銀行は、グリーンボンドの調達資金を以下の適格クライテリアを満たすファイナンス又はリファイナンスに係るプロジェクト（「適格グリーンプロジェクト」）に充当する予定です。

本セクションにおいて、「適格グリーンプロジェクト」とは、以下の i) から iii) の基準をすべて満たしたプロジェクトを意味します。

i) プロジェクトは、下記の適格プロジェクトカテゴリーの (a) ~ (e) の少なくとも 1 つ以上に該当すること。

(a) 再生可能エネルギー



太陽光、太陽熱、風力、地熱（直接排出量が 100g-CO₂/kWh 未満のプロジェクトに限る）、バイオマス（食品と競合しない持続可能な原料及び／又は廃棄物に限り、ならびに直

接排出量が 100g-CO₂/kWh 未満のプロジェクトに限る)、ならびに発電能力が 25 メガワット以下の小規模流れ込み式水力又は調整池のない河川水力の再生エネルギーの発電・送電インフラ、施設・機器の取得、開発、建設および運営。

(b) エネルギー効率



エネルギー管理の向上のための送電網、送電および関連システムにおけるスマートグリッド、エネルギー貯蔵、オートメーション及びインテリジェンスに関連するインフラストラクチャー、機器、技術およびプロセスの製造、開発、運営。

(c) クリーン輸送



クリーンエネルギー自動車（電気自動車／水素自動車など化石燃料以外の燃料を利用した自動車）およびそれを支えるインフラの開発、製造、取得、ならびに公共交通機関（鉄道輸送、自転車、その他の非原動機輸送を含む）の開発、運営、および更新のための支出。

(d) 汚染防止および管理



廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電等の汚染防止・管理のための施設の開発、建設および運営に関する事業。廃棄物処理発電の原料には家庭廃棄物、商業廃棄物、埋立地ガスが含まれ、プラスチック、ゴム、タイヤ由来燃料（TDF）、操業中の埋立地からのガス回収、埋立地ガスのフレアリングは除外されます。焼却に先立って、物質回収とリサイクルが実施されます。

(e) グリーンビルディング



グリーンボンドが償還されるまでに、以下の認証の少なくとも一つを取得済み又は取得する予定の新規、既存又は改修建築物の取得、開発、建設。

- LEED（エネルギーと環境デザインにおけるリーダーシップ）：Platinum 又は Gold
- BREEAM（英国建築研究所建築物性能評価制度）：Outstanding 又は Excellent
- CASBEE（建築環境総合性能評価システム）：S ランク又は A ランク
- DBJ（日本政策投資銀行）Green Building 認証：5 つ星又は 4 つ星
- BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）：5 つ星又は 4 つ星

適格グリーンビルディングには、J-REIT（日本の不動産投資法人）が保有する物件が含まれる場合があります、その場合には、J-REIT 保有の適格グリーンビルディングへの充当額は、適格グリーンビルディングの取得費用の按分比例に基づき算出される場合があります。J-REIT のプロジェクトへの充当額は、J-REIT への貸出額又は適格プロジェクト／資産への投資額以下とします。

ii) 上記の(a) ~ (d) に分類されたプロジェクトについては、赤道原則の 카테고리 B または 카테고리 C にさらに分類されること³。

iii) (a) グリーンボンドの発行日から遡って 24 カ月以内、又は (b) グリーンボンドの発行日から満期日までの間に三井住友信託により融資実行された既存又は新規プロジェクトであること。

グリーンボンド発行を通じて調達した資金でリファイナンスを行う長期グリーン資産については、三井住友信託は、本グリーンボンドフレームワークに基づいて発行される最初のグリーンボンドの発行に先立って、当該資産の経過年数および残存耐用年数を独立した評価機関に開示し、かかる機関が以下に示す年次レビューを実施する際に情報を更新します。当該機関は提供された情報につき審査を行い、長期資産の環境改善効果の持続性を確認します。

ただし、以下に該当するプロジェクトについては、適格グリーンプロジェクトから除外します。

- 非コミットメント取引
- 他のファイナンスプログラムの担保に充当される資産

また、以下のセクターおよび活動種別はグリーンボンドフレームワークから除外します。

³ 赤道原則によると、 카테고리 A のプロジェクトは、環境及び社会に対し、深刻な負のリスクや、回復不可能又は前例のない様々な悪影響を及ぼす可能性があります。 카테고리 B のプロジェクトは、環境及び社会に与える可能性のある負のリスクや悪影響が限定的でごく僅かしかなく、概して当該立地に固有のものであり、その大部分が回復可能で、緩和策によって容易に対処することができます。 카테고리 C のプロジェクトは、環境及び社会への負のリスクや悪影響が最小限、又は皆無です。グリーンボンドの調達資金は、上記の(a) ~ (d) のカテゴリーの少なくとも 1 つ以上に分類される、既存及び新規の 카테고리 B または 카테고리 C プロジェクトに充当することができます。

- 防衛及び安全保障、パーム油、木材パルプ、泥炭からの廃棄物、認証を受けていない原料、泥炭及び原料が不明な非廃棄物バイオマスエネルギープロジェクト、原子力発電、石炭火力発電、鉱業およびたばこ産業、ならびにすべての化石燃料ベースの資産、化石燃料ベースの輸送又はインフラストラクチャー、化石燃料の輸送を主な目的とした輸送

プロジェクトの評価と選定のプロセス

環境リスク、社会リスクを低減するためのプロセス

当社のプロダクト業務部（プロジェクト環境チーム）は、借り手が赤道原則を遵守して環境及び社会の保護に努めているかどうか確認するため、赤道原則適用対象プロジェクトについて、環境・社会影響レビューを実施します。同レビューでは、上記 (a) ~ (d) のプロジェクトを、環境・社会に対するリスクや影響に基づき、3つの「赤道原則カテゴリー」（カテゴリーA、B、C）のいずれかに分類します。上記 (e) のプロジェクトは、該当する建物の環境性能評価に基づき、LEED、BREEAM、CASBEE、DBJ Green Building 認証、BELS、又はその他の地域や国、あるいは国際的に認知された基準を満たし、又は認証を受けていることを確認します。

プロジェクトカテゴリー (a) ~ (d) については、プロダクト業務部（プロジェクト環境チーム）が、リスク又は影響のカテゴリー、プロジェクト所在国（指定国または非指定国）の状況、および業界を考慮した環境影響評価レポートに基づき、詳細なレビューを実施します。レビュー結果は与信管理部門に伝達され、同結果に基づいた統合的な与信判断が実施されます⁴。

赤道原則適用対象プロジェクトは、組成時の融資契約書の規定に従い、該当する環境・社会関連の法律、規制、規則の遵守、ならびに承認・許可の取得について記載した報告書を定期的に提出する必要があります。三井住友信託は、借り手が提出した定期的な報告書に基づいて、遵守状況を確認します。

適格プロジェクトの選定

当社のサステナビリティ推進部、法人企画部、ストラクチャードファイナンス部、マーケット資金ビジネスユニットが協同し、上記の適格グリーンプロジェクト・クライテリアを策定しました。法人企画部及びストラクチャードファイナンス部が、すべての適格グリーン・プロジェクト・クライテリアに合致したプロジェクトプールを選定し、サステナビリティ推進部による検証後、法人企画部が最終選定の判断を行います。このプロセスを経て、グリーンボンドの調達資金は適格プロジェクトに充当されます。

同選定プロセスにおいて、三井住友信託は、非コミットメント取引、及び他のファイナンスプログラムの担保に充当される資産を除外する選別プロセスを適用します。

調達資金の管理

三井住友信託は、グリーンボンドの調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されていることを確認する管理・運営手法を確立し、実施します。当社の法人企画部は、グリーンボン

⁴ プロジェクトファイナンスの評価および選考プロセスの詳細は、以下のウェブサイトに記載されています。

https://www.smth.jp/csr/management/equator_principles/index.html

ドの償還までの間、社内システムを活用して、少なくとも年1回、グリーンボンドによる調達資金を追跡管理します。

グリーンボンドの調達資金については、既存および新規の適格グリーンプロジェクトのファイナンスに充当され、充当状況については三井住友信託の内部データにより追跡・管理されます。適格グリーンプロジェクトへの充当が決まるまでの間、余剰資金についてはオーバーナイト取引またはその他の短期金融商品に充当されます。未充当資金は、上記の除外クライテリアの対象となります。

グリーンボンドの元利金の支払いは、三井住友信託の一般勘定から行われ、適格グリーンプロジェクトのパフォーマンスとは連動しません。

三井住友信託は、グリーンボンドの調達資金を充当する適格グリーンプロジェクトにつき、適宜、見直し・更新を行います。売却、期限前返済、償却又はその他の理由により、不適格となったプロジェクトに充当された調達資金は、他の適格グリーンプロジェクトに再充当されます。当社は、償還された貸付金またはその他の形態の融資について、調達資金によるファイナンスまたはリファイナンスが行われていない場合や、当該貸付金又はその他の形態の融資が適格資産ではなくなった場合は、可能な限り速やかに他の適格グリーンプロジェクトへの資金充当を行うよう、最善の努力を行います。

レポートニング

資金充当状況レポートニング

三井住友信託は、グリーンボンドが償還されるまで、調達資金の充当に関する情報を専用ウェブサイト上で提供し閲覧可能な状態に保つとともに、全額が充当されるまでの間、かつ、重要な事象が生じた場合必要に応じ、少なくとも年に一回当該情報を更新します。この情報には以下が含まれます。

- i. (a) 資金を充当した適格グリーンプロジェクトの概要、及び、(b) 現在の充当額及び融資契約日を含む適格グリーンプロジェクトに対するグリーンボンドの調達資金の充当状況
- ii. グリーンボンドの調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるか、未充当の場合はオーバーナイト取引又はその他の短期金融商品に充当されることに関する経営陣のマネジメント・アサーション

インパクト・レポートニング

三井住友信託は、資金を充当した適格グリーンプロジェクトの環境改善効果等に関する情報及び評価を、ウェブサイト上で、全額が充当されるまでは少なくとも年1回、全額充当後は重要な事象が生じた場合に適時更新します。プロジェクトの環境改善効果については、データの入手可能性及び機密性を考慮した上で、ICMAのインパクト・レポートニングの共通枠組みでの提案に従って、関連する指標を用いて計測します。インパクト指標には以下が含まれます。

- 再生可能エネルギー・プロジェクト：CO₂排出の削減相当量（トン単位）
- エネルギー効率：エネルギー消費の削減量（MW）

- クリーン輸送：乗車人員 1 名当たりの移動距離 1km 当たりの CO₂ 排出量
- 汚染防止及び管理：廃棄物の削減量／リサイクル量（トン単位）
- グリーンビルディング：グリーンビルディングの認証取得数と認証レベル

資金を充当した適格グリーンプロジェクトによる環境への影響を、ポートフォリオ又はカテゴリーごとに集計します。

外部レビュー

三井住友信託は、ICMA のグリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2020 年版への適合について、サステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。このオピニオンは、以下の三井住友トラスト・ホールディングスのウェブサイトに掲載されています。

<https://www.smth.jp/csr/greenbond/index.html>

本グリーンボンドフレームワークに基づき発行されるグリーンボンドに関して、三井住友信託はグリーンボンド発行後のレポートに関する年次のレビュー、ならびに本フレームワーク及び上記の原則及び基準との適合性に関する評価を、独立機関に委託する予定です。開示情報は以下の三井住友トラスト・ホールディングスのウェブサイトに掲載されます。

<https://www.smth.jp/csr/greenbond/index.html>